

サイクリスト優待サービス実施要領

サイクリスト優待サービスとは

県内や首都圏からのサイクリストがつくば霞ヶ浦りんりんロード（※）周辺の商店街を立ち寄った際に、特典を受けられる仕組みを構築し、需要喚起をすることでサイクリストへのおもてなしの充実を図るとともに、地元商店街等の売上増加による地域の活性化を目指します。

この制度は、サイクリストが優待サービス実施店舗を利用した場合に、実施店舗が事前に設定している各種サービスを提供していただくものです。

※つくばりんりんロードと霞ヶ浦自転車道など湖岸の道路を一体とした総延長約180kmのサイクリングコース

優待店になると...

- のぼりやステッカー（県より提供）を店頭掲示することにより、「サイクリストにおもてなしをする事業者」として県民にアピールできます。（イメージアップ効果）
- 優待ステッカーなどの画像を広告宣伝等に利用できます。（広告宣伝効果）
- 優待事業者の情報が、県のサイクリングの専用ホームページなどにより、全国のサイクリストに広く周知されます。（情報周知効果）

優待事業者になるためには...

募集対象

店舗又は事業所等において、サイクリストに何らかのサービスを提供していただける事業者の方

※店舗又は事業所等の所在地は、水郷筑波及びその周辺地域であれば構いません。

当事業の趣旨に照らし、サイクリストへ何らかの寄与があると認められるサービスをご提供ください。

※サービス提供に係る費用につきましては、各事業者様においてご負担願います。

次に該当する（又はその恐れのある）ものは除きます。

- 法令その他公序良俗に反するもの
- 特定の政治活動や宗教活動に関するもの
- 社会通念上、サイクリストの誘客促進を図る対象として適当と認められないもの

サービス内容の例

- 商品代や飲食代、宿泊料などの割引
- 景品の提供

優待サービス店登録期間

平成31年3月末まで（見直し等を行い期間の延長等を行ってまいります。）